

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ツバル	フナフチ環礁電力供給施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の交換公文	フナフチ環礁電力供給施設整備計画を実施するため に必要な 1. 発電施設及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	925,000千円 H18.3.31まで	H17.7.20 フナフチ イで (同日)	日本側 飯野建郎在ツバル 大使 ツバル側 マアテアイア・ト アアテア首相兼外務・労働 大臣	H17.8.16 792号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。